

第8 消防用設備等の設置を要しない部分等**1 消防用設備等の設置を要しない部分**

消防法第17条第1項及び第2項に基づく消防用設備等の設置を要しない部分は、次に掲げるものとする。ただし、(3)に掲げる特段の規定に基づき設置を要する消防用設備等を除く。

(1) 人工地盤、スロープ等で、上部が屋根及び庇等により覆われていない部分。この場合、グレーチング等は屋根、庇等には含まないもの。

(2) 地下ピット等で、次のすべてに該当するもの。

ア 建築設備等（次に掲げるものを除く。）が設置されていない部分であること。

（ア）配線及び配管

（イ）最下層の免振装置（付属する設備を含む。）

（ウ）給水タンク又は貯水タンク

（エ）照明設備

イ 点検口（高さ及び幅がそれぞれ概ね1200mm以下及び750mm以下）でのみ出入りが可能である等、みだりに人が立ち入ることができない措置を講じている部分であること。

(3) 特段の規定

ア 少量危険物又は指定可燃物に係る次の規定

令第10条第1項第4号

令第11条第1項第5号

令第12条第1項第8号

令第13条第1項第9欄

令第21条第1項第8号

イ 回転翼航空機又は垂直離着陸航空機に係る次の規定

令第13条第1項第2欄

ウ 道路の用に供される部分に係る次の規定

令第13条第1項第3欄

令第21条第1項第12号

令第29条第1項第5号

エ 駐車場の用に供される部分に係る次の規定

令第13条第1項第5欄

オ 電気設備に係る次の規定

令第13条第1項第6欄

カ 火気の使用等に係る次の規定

令第13条第1項第7欄

2 消防用設備等の特例基準等

別に規定するもののほか、令32条の規定に基づき、特例を適用できる部分及び特例の対象となる消防用設備等は、次に掲げる部分とする。

- (1) 建基法令上、床面積に算入されない中間免振層（前1(2)に該当する部分を除く。）等の部分で、次のア及びイを満たすもの。

ア 施錠管理を行っている等、みだりに人が立ち入ることができない措置を講じていること。

イ 避難経路となっていないこと。

- (2) 塔屋、地階の機械室及び倉庫等で階数に算入されない階の部分

ア 消火器具

上階又は下階に設置された消火器具から規定の歩行距離内の部分に限り、設置を要しない。

イ 屋内消火栓設備

上階又は下階に設置された屋内消火栓の消防用ホースを延長し、ノズルからの放水距離以内で放水した場合に有効に放水ができる範囲内に限り、設置を要しない。

ウ スプリンクラー設備

流水検知装置は、設置することを要しない。

補助散水栓は、上階又は下階に設置された補助散水栓から消防用ホースを延長し、ノズルからの放水距離以内で放水した場合に有効に放水ができる範囲内に限り、設置を要しない。

エ 自動火災報知設備

発信機は、上階又は下階に設置された発信機から規定の歩行距離内の部分に限り、設置を要しない。

オ 非常警報設備

起動装置は、上階又は下階に設置された起動装置から規定の歩行距離内の部分に限り、設置を要しない。